

（平成二年運輸省告示第五百七十五号）
最終改正 平成三十一年 国土交通省告示第三百二十一号

（平成二年運輸省告示第五百七十五号）
最終改正 平成三十一年 国土交通省告示第三百二十一号

第一章 總則（第一條—第五條）
第二章 運送業務等
第一節 通則（第二條—第五條）
第二節 引受け（第六條—第十五條）
第三節 積付け、積込及び取附し（第十六條）
第四節 貨物の受取及び引渡し（第十七條—第二十四條）
第五節 指図（第二十五條—第二十六條）
第六節 事故（第二十七條—第二十九條）
第七節 運賃及び料金（第三十條—第三十七條）
第八節 責任（第三十八條—第五十一條）
第九節 運送運賃（第五十二條—第五十九條）
第三章 附屬業務（第六十條—第六十七條）
第一章 總則

第二章 運賃業務等

第二節 通則

(受付日時)

第三條 当日は、受付日時を定め、店頭に表示します。

2 前項の受付日時を教覽する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

(運送の順序)

第四條 当日は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、席取又は客席予約した貨物を運送する場合その他運送する順序がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第五條 店居の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 一泊送期間 運賃及び料金の計算の基準となる輸送距離百七十里メートルにつき一日。ただし一日未満の端数は一日とします。

三 集配期間 集貨及び配送する場合にあつては各一日

2 前項の規定により引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって送着とします。

第二節 引受け

（貨物の種類及び仕向の通知）
第1条 当社は、貨物の運送の申込みがあったとき、その貨物の種類及び仕向を通知することに申し込めることがあり得る。

2 当社は、前条の場合において、貨物の種類及び仕向につき申合が通知したことに異いがあるときは、申込の間際まで、その立会いの下で、これを点検することがあります。

3 当社は、前条の通知をいかなる場合においても、貨物の種類及び仕向を申込者の通知したときと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をしない。

4 当氏が、第1項規定の点検を怠った場合には、貨物の種類及び仕向が申込者の通知したときと異なる場合、申込者に点検を要した場合を担うていたことになる。

第八條 當該者は、次の各号の一に該当する場合には、選送の引取りを拒絶することがあります。

一 當該選送の申込者が、選送の初動に於てはならないものであるとき。

二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を毎年一回に一回しないとき。

三 當該選送に適合する設備がないとき。

四 當該選送に關し、申込者が何れの公債を求められたとき。

五 當該選送が、法律の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他のやむを得ない事由があるとき。

(選り取り)

第八條 當該者は、次の事項を監視し監視し、一日ごとに交付しなければなりません。ただし、同(事業)として又は事務のために選送典例の事務者となる場合に於けるものを除く。第三十條第一項において「若し」が書面記入である場合であつて、當該者がその必要がないと認めたときは、この限りではなりません。

二 貨物の種類を、品名及び数量に於いて明記する。同地、アパートその他使用物件物にあつては、その名称及び電話番号を要す。

三 運送の取扱別

四 運賃、料金 第三十二条に規定する積込荷及び散卸料、第三十三条に規定する特種積附料、第六十六条第一項に規定する附帯業務料等をいう。他の諸料（チヤージ）等については、「運賃、料金等」といふ一語の添削を要し、その事項と立替金の使費、前払い及び荷受人の氏名又は商号並びに住居及び電話番号、高値物品については、貨物の種類及び品番七、貨物の積込み又は散卸しを委託するときは、その旨八、第六條第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨九、運送保険に付するときは、その旨十、その他その貨物の運送に關して、必要なる事項

前条人は、送り状の交付に當り、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電報的方法により提供することができ、その場合においては、前条人は、送り状を交付したものとみなします。

五 普通送料は、当項送附第一項に送り状の交付の必要とならぬ時とは異なり、並目に第一項各所に掲げたる項目を通知しなければなりません。

第九條 この運送約款において前條品とは、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便手紙及び有価証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリウム、タングステンその他の貴金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べつ甲、珊瑚及び各種の宝石。

二 美術品及び骨董品。

三 容積八リットル以上加え、キログラム当たりの価額が二万円を超える貨物（動物を除く）。

四 前項第三号のキログラム当たりの価額の計算は、一荷造りごとに、これをいいます。

五 この運送約款において前條とは、第一項の「甲」に掲げるものをいいます。

（運送の強制則等不適用の場合）

第十條 当店は、荷造人が運送の申込みをする前より、運送の強制則その他の貨物の運送に關し、必ず事項を通知した場合は、荷造人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送を（荷造り）をします。

第十一條 前条は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の等級別等に応じて、運送に準ずるに調整をしなければならないものとします。

十二條 当店は、貨物の前運りが十分でないときは、必要な荷役りを要求します。

が害面により前送り物の不備による損害を負担することを承認したときは、その運送を引き受けた者があつて、

外装表示

第十二条 贈送人は、貨物の外装に次の事項を明記するように表示しなければならない。ただし、当が必要となつたと認めたる事項については、この限りでありませぬ。

一 寄附人又は贈受人の氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 前送り物の取扱ひに必要なる事項

2 贈送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示代へることができ、

第十三条 贈送は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、贈送人又は贈受人が、当店に対し、かかることを表示することがあります。

一 当店において、供養、持込み又は受取の日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。

第十二條 寄渡人は、爆薬、炭火その他運送するの危険を有するおそれのある貨物については、その旨を該貨物の外部の表示に附記し明記するといふことには、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他貨物の外部の表示に必要なる情報とを店頭に通知しなければならぬ。

(運送場又は利用店)

第十三條 当店は、普通送人の利益を害しない限り、引き取れた貨物と他の運送機關とを連絡して、又は他貨物自動車運送業者の行う運送若しくは他の運送機關を利用して運送することがあります。

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十四條 貨物の積付けは、店頭の責任においてこれを行います。

第十五條 貨物の積込み又は取卸しを引受けたる場合には、当店の責任においてこれを行います。

第十六條 シート、ロープ、紐索、台木、充てん物の他の積用用品は、通常貨物自動車運送事業者が備へるものを除き、普通送人又は該運送人の負担とし。

第四節 貨物の受取及び引渡し

第四節 貨物の受取及び引渡し

第十七條、当店は、送り状に記され、又は通知された集貨先は荷役場において荷送人又は荷送人指定する人の指示を受け、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受、又は荷受人の指定する所に貨物を送り渡す（管理運営者に対する引渡し）。

第十八條、当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて受人に対する引渡しとみなす。

一 荷受人が引渡し不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者。

二 船舶、郵便船、旅客船等が引渡先の場又は、その管理者又はこれに準ずる者。

（留置権の行使）

第十九條、当店は、貨物に留し取り取るべき運賃、料金等又は他の金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしない。

第二〇條、当店は、その業務のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定運送契約において当店が占得する積運人所有の貨物の引渡しを受けることがります。

第十條、當店は、荷受人を通知することのできない場合は、遅滞なく、荷渡人に對し、相違の期間を定め貨物の受領分について賠償すべきことを催告する。

第二條、當店が、貨物の取手を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取るべきでないといふ場合には、荷受人に対し、前項に規定する相違と同じ内容の催告をすることがあります。

第三條、當店は、荷受人を通知することができる場合又は同條第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫保管者に委託することがあります。

第四條、前項の規定による貨物の委託をした場合において、倉庫保管者を作らせたときは、その費用は、第一項の規定による貨物の寄託をした場合において、

4. 當店は、第一項の規定により引渡しに代へることがあります。

5. 貨物の交付は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しに精求があつた場合において、当該貨物に
ついて倉庫留保をなしたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫に
留保を留置することがあります。

6. 引渡不能の貨物の供託

第十二條 當店は、荷受人を通知することができない場合又は第二十條二項の場合には、その貨
物を供託することがあります。

2. 当店は、前項の規定により動動の供託をしたときは、運賃等が、その旨を荷受人又は荷受人に對
て通知します。

3. 引渡不能の貨物の種類

第十三條 當店は、第二十條の規定により荷受人に對して指圖すべきことを求めた場合において、該
送人が指圖をしないときは、その貨物を荷受人に對して指圖することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、指圖その他の事由による価格の増減のおそれがある貨物の輸送は、第二十條
の規定によらずに供託することがあります。

3. 当店は、前二項の規定による貨物の輸送をしたときは、運賃がなく、その旨を荷受人又は荷受人に
對して通知します。

第十四條 第一項又は第二項の規定による貨物の輸送をしたときは、その旨を荷受人又は荷受人に對
して通知します。

貨、料金及び別に指充の請求を履行した後に交付し、不足があるときは、當座主とその支
引債主と、金銀及びそれに類する物の所有権に安否は、これに對照して決定し、又は此を以て
を請求し、金額及び別に指充の請求を履行した費用に不足は、これは當座主とその支
引債主と不能の貨物は、當座主所有

第十四条 當座は、貸主人を通知することができない掛合及是第二十條第三項の場合において、そ
れ貨物が既に賣却し、買受人の爲めであつて、第二十條の手續となつていふ事柄がないときは、その手續
によらず、公正なる鑑定人を立ち會ひて、これを売却することとせらるゝ。

2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を適用します。

第五節 雜圖

貨物の処分規定
第十五條、荷受人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をする
ことができず。
2 前項に規定する荷受人の指図は、貨物や製造品に到着しし場合において、荷受人が貨物の引取し
はその指図無効の理由をしたときは、行はずることができません。
3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
〔指図に応じない場合〕
第十六條、当店は、運送上の支障が生ずるおそれあると認める場合には、前条第三項の規定によ
り指図に応じないことがあります。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、運送せず、その旨を荷主に通知します。

第六節 事故

第十七條、当店は、次の場合には、運送物をなく、荷主人に対し、相当の賠償を定め、その貨物の処分
規定

つきき区間を定めず、

一 貨物の著しい損失、損傷その他の損害を惹いたとき、

二 当初の積附又は運送方法によることができなくなつたとき、

三 相當の期間が満期を迎へたとき、

3 相當の期間が満期を迎へたとき、

2 当店は、前項各条の場合において、指圖を待つてまがなくなつたとき又は当店の定めた期間内に前項指圖がなるときは、運送人の利益のため、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは運送の遅延若しくは運送の中止若しくは運送の遅延を通知するものとす。こゝに於て、

3 第1項の規定による指圖には、前条の規定を適用し、

(貨物品名の処分)

第十八条 当店は、第十四条の規定による通知及び明記をしなかつた積裝、発火その他の危害その危害を生ずるおそれのある貨物について、必要ないつてもその取卸し、破棄その他の運送中の危険を除去するための処分をすることができ、即ち前条の規定による通知及び明記を本条において、該貨物が他の損害を保存すおそれを生じない限り、

2 前項前条の規定を適用した場合は、すべて運送人の負担とす。

3 当店は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を前送人に通知す。

第十九条 当店は、貨物の金飾銀装に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了

日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の「領収書」・「損傷又は差支に關し、その破損、状態又は引渡しの日時につき証明の求めがあるときは、当該貨物の引渡しの際に限り、事故証明書を発行します。ただし、前記の事情がある場合には、当該貨物の引渡しの日以後においても、発行することがあります。

第七節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第三十條 運賃及び料金は並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

2 個人客の運賃及び料金は並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十一條 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2 前項の各条において、運賃、料金等金額が確定しないときは、その概算額を前渡しとす。運賃、料金等の正確な額を對し、その過不足を払い戻し、又は返金とす。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すまでに、運賃、料金等を荷送人から收受することを認めることがあります。

積込料又は取扱い料

第三十三條 貸物は、貸物の發送又は取附しを引起した場合には、当店が別に定める料金を支払ふに要した費用を取收する。

第三十三條 本店は、本町が貸物の所在地又は當地に到着後、借主又は貸受人の表により待機した時（前送又は受取又は貸物の運送が若しくは取卸又は第六次第一項に規定する前部業務若しくは後部業務における合における待機した時間をいふ。）に於ては、当店が別に定める料金を取收する。

第三十四條 本店は、貸物を引き渡したときまで、借主又は貸受人が運賃、料金を支払ふなかつたときは、貸物を引渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受け、日毎の期間に対し、年利四、五パーセントの割合で、延滞料金の支払を請求する。とあります。

第三十五條 本店は、借物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相違の貨に係る運賃、料金を請求しなせぬ。この場合において、当店は既に運賃、料金等の金額又は一部を取收してゐたときは、これを返還し得る。

たときは、貸物の金額の二割をその損害として、賠償又は普通債の責による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の金額を取收します。

第三十六條 運賃は、第二十五條及び第二十七條の規定により処分をたし、その処分に応じて、既に既つた運送割合に於いて、運賃、料金を收受する。ただし、既にその貨物について運賃、料金を全部又は一部を収めていた場合には、不足があるときは、荷役人又は荷役人による支払請求し、余額があるときは、これを指図人又は荷役人に払い戻しする。

(中止手続料)

第三十七條 荷役人は、運送の中止の指図に即した場合は、荷役人が責任を負わない事由によることを除いて、中止手続料を請求することがあります。ただし、荷役人が、貨物の積込みの行われるまでつた日の前日までに運送の中止をしないときは、この限りではありません。

2 前項の中止手続料は、次の各号のとおりとします。

一 積荷及び貨物の運送にあつては、運賃予約料につき五百円、

二 積荷及び貨物の運送にあつては、積貨予定配荷が普通である場合は、一回につき千五百円、小車である場合は、一回につき千五百円。

第八節 責任

第八節 責任

第十八条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物の運送人から受け取つた時に始まります。

第二十条 運送人、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失、若しくは損傷し、若しくはその滅失が損傷の原因が生じ、又は貨物が匿害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した貨物がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第二十一条 貨物の責任

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の鎖印シの方法等次に掲げる場合に該運送人の滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしません。すなはち、その損害が当店又はその使用人その他の運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一 荷送人が貨物を詰めたものであること。

特殊な管理を要する貨物の運送の實行
第四十二條、当店は、動物その他の特殊な管理を要する貨物の運送について、第十二條第 一號の規定に於て、送り状又は荷証券を發給し得る場合には、該貨物の特殊な管理について責任を負ひません。
(荷運人の申告等を含む)
第十三條、當店の内装は容易に見ることができないものについて、送り状の記載又は荷証券の申告に於て運送貨物、貨物の運送通知等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負ひません。
送り状等の記載の不相当等の責任
第十四條、當店は、送り状若しくは外装紙等の記載又は荷証券の申告が不実又は不備であつたために生じた損害において、その責任を負いません。前項の場合において、當店が損害を負つたときは、荷主人はその損害を賠償しなければなりません。

(第百四十四條) 当店は、次の事由による貨物の損失、損傷、延宕その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二 当該貨物の性質による発火、爆発、われ、かび、腐敗、変色、及びその他のこれに類似する事由

三 開港場紛争、同盟罷業、同盟怠業、社会的賠償その他の紛争又は雑費

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大波、暴風雨、津すべり、山崩れ等その他の天災

六 法令又は公権力の大動による運送の禁止、開封、没収、差押又は第三者へ引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(第百四十五條) 当店の責任については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その損失、損傷又は延宕について損害賠償の責任を負いません。

2 運送の契約は、次に掲げる場合に、適用します。

一 前項の契約の締結の時、貨物が高価品であるときを当店が知っていたとき。

二 当店の責任又は重大な過失によつて高価品の損失、損傷又は延宕が生じたとき。

三 主たる契約の成立は

② 前項の仮払は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に、留置权又は質権があることを知っていたときは、適用しない。

③ 荷送人が倉庫若くは委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る受人へ該貨物の引渡の日から一週以内には、荷送人が、貨物を当店に返還するものとするので、きりしい損害又は一部滅失の日からの通知を受けたときは、荷送人に對して、當店の返還に係る一項以上の損害金に對し、貨物の引渡の日から二週間以内に目付に對してその通知を發したときは、この限りはないとす。

(損害賠償の額)
前払金は、荷役人から運送通知を受けた日から一週間を満了する日まで遅延されたものとみなし、
第四十八條に規定する利息を算入して、その合計額が損害賠償額の上限となる。

第十七条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償額は、その引渡しがされるべき地及び引渡しにおける貨物の価額によって、これを算定する。

第十八條 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償額は、その引渡しがされるべき地及び引渡しにおける貨物の引渡しの価額と一部滅失又は損傷があつた部分の貨物の価額との差額によつてこれを定める。

第十九條 第三十條第一項の規定によつて、貨物の滅失又は損傷のため荷役人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の差額よりこれを控除したる。

第二十條 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又損害賠償について争ひがあるときは、金貨または貨幣の鑑定又は評価によるもの額を決定とする。

第二十一條 貨物は運送に供する限りの損害賠償額は、運賃、料金等の総額を限度とし、
第四十九條、第五十條は、前条の規定にかかわらず、当事者の同意又は重大な過失によつて貨物の損失、根拠又は延滞を生じた場合には、それにより生じた一切の損害を賠償する。

第四十九条 商店の責任は、貨物の引渡がされた日、貨物の金全部失失の場合にあつては、その引渡がされるべき日から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2. 前項の間は、貨物の滅失による損害が発生した後に限り、故意により惹起されたことができません。

3. 荷送人が第三者が委託を受けた貨物の運送を商店が行う場合において、荷送人が第一の期間に損害を賠償し又は裁判上の請求を受けたときは、荷送人に対する商店の責任は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(利用運送の間の責任)

第五十条 商店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においては、運送上の責任は、この約款により商店が負います。

第五十一条 商店が貨物の全部の価額を賠償したときは、商店は、当該貨物に関する一切の権利を取ります。

第九節 運送総論

第五十二條 運送運輸たる貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の一運送を行う場合（以下この条において「運送運輸の場合」という。）において、当店が運送料を請求したときは、荷送人は、金（運賃、料金等の取立）を送付し、その送り状を交付しなければなりません。

第五十三條 当店は、運送運輸の場合には、貨物を受け取るまで、金運送についての運賃、料金等を放棄します。

第五十四條 当店は、前項の規定にかかわらず、金運送につけての運賃、料金を、最後の運送を行った運送業者が貨物を引き取るときに、荷受から取するものと認めることがあります。

第五十五條 第一項において「運賃、料金等の額が確定しない」ときは、第三十一條第二項の規定を適用します。

（中間運送人の権利）

第五十六條 運送運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。

第五十七條 運送運輸の場合には、貨物の損失、損傷又は遅滞について、他の運送事業者と、特別して損害賠償の責任を負います。

（運送約款等の適用）

第五十六條 運送締結の場合には、他の運送事業者の行う運送に上つては、その事業者の運送契約又は運送に関する規定に定めるところによりする。ただし、貨物の滅失、損傷又は延滞による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を予て該事業者が明らかなでない場合の損害賠償の請求については、この運送契約の定めるところによりする。

(引渡期間)
第五十七條 運送締結の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送契約又は運送に関する規定により計した引渡期間又はそれに相当するものを各算し、その間に、一運送機関ごとに一日を加算するものとす。

(損害賠償事務の処理)
第五十八條 運送締結の場合には、貨物の滅失、損傷又は延滞については、その請求を受けるた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをしす。

(損害賠償請求書の算定)
第五十九條 運送締結の場合における第四十六條第一項の賠償又は通知は、その運送を行った運送事業者が附帯業務

附帯業務及び附帯業務係科

第六十条 当店は、金代金の取立て、荷金金の立替へ、貨物の荷運、仕分、保管、検査及び検査、検持ち及経理等、顧客へ、ラベル貼りは作業者の他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、定規、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合は、当店が別段に定めし金代金は實際に要した費用を受け、その責任において行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、第二章の規定を準用します。

（金代金の取立て）

第六十一条 金代金の取立ての通付又は引渡は、その貨物の荷運前に限り、これに依ります。

2 当店は、金代金の取立てで委託を受けた貨物受託者は、荷運委託、当該品代金の取立ての委託を受けた場合は得ては委託を受けた貨物受託者から貨物受託を請う事により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付託）

第六十二条 荷運の申込みの際に、当店へ申出により荷運人が承諾したときは、当店は、荷運人の費用の運送料の締結を引受け、

2 依頼料等その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。